

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**規 則**

○福島県庁舎管理規則の一部を改正する規則 四〇八

**告 示**

○競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改正する件 四〇六

○道路の供用を開始する件 四〇六

**福 島 県 警 察 本 部**

○一般競争入札を行う件三件 四〇九

**福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会**

○不在者投票のできる施設として指定した件 四四

○個人演説会等を開催することができる施設の指定を取り消した旨報告があつた件 四四

**福 島 県 労 働 委 員 会**

○あつせん員候補者として委嘱した件 四四

**正 誤**

○平成三十年六月二十二日付け号外第四十二号中 四五

## 規 則

福島県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県規則第五十六号

#### 福島県庁舎管理規則の一部を改正する規則

福島県庁舎管理規則（昭和二十九年福島県規則第九十五号）の一部を次のように改正

する。

第三条中「委員の事務局」の下に「（警察本部を除く。）」を加える。

別表執行機関として置かれる委員会又は委員の事務局（教育庁及び警察本部を除く。）の項中「及び警察本部」を削り、同表警察本部の項を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（施設管理課）

## 告 示

### 福島県告示第五百七十六号

- 1 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和四十一年福島県告示第五十九号）の一部を次のように改正し、平成三十年七月十日から施行する。
  - 2 平成三十年度までの工事若しくは製造の請負契約又は測量等の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格については、なお従前の例による。
  - 3 平成三十年十月三十一日を申請書等の提出期限とするものにあつては、第四の第二号の(三)及び(五)の審査基準日を同年九月三十日とする。
- 平成三十年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

第三中「第一の第一号又は第二号」を、「次の各号」に改め、第三に次の各号を加える。

- 一 第一の第一号又は第二号
  - 二 工事の請負契約に係る資格の認定を受けた県内業者（福島県内に主たる営業所を有する者をいう。以下同じ。）が、県外へ主たる営業所を変更したとき。
- 第六の第一号の(三)アの(キ)を削り、(ク)を(キ)とする。
- （入札監理課）

### 福島県告示第五百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で平成三十年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道原町川俣線	伊達郡川俣町大字飯坂字西光寺一	平成三〇年七月一〇日

## 福島県警察本部

番一  
地先  
から  
同郡  
同町  
大字  
飯坂  
字中  
道一  
三

(道路計画課)

## 福島県警察本部公告第72号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける運転免許台帳ファイリング装置の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年7月10日

福島県警察本部長 松本 裕之

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 運転免許台帳ファイリング装置 一式（搬入、据付け、システムインストール・設定・調整・移行、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に

掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年8月8日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号  
福島県警察本部警務部会計課  
電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成30年7月10日（火）から同年8月8日（水）まで（土曜日、日曜日及び同年7月16日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙35枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 平成30年8月21日（火）午後1時30分
- (2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年8月20日（月）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease : Driver's License Register Filing Device 1set (including related costs concerning installation, maintenance, and removal of the equipment, setup, and adjustment of the software, transition of data to the software, etc.)
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30p.m., 21 August 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 20 August 2018
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(会 計 課)

**福島県警察本部公告第73号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける運転免許証追記システム装置等（センター分）の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及

び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年7月10日

福島県警察本部長 松本 裕之

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 運転免許証追記システム装置等（センター分）一式（搬入、据付け、システムインストール・設定・調整・移行、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年8月8日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成30年7月10日（火）から同年8月8日（水）まで（土曜日、日曜日及び同年7月16日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙35枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 平成30年8月21日（火）午後2時
- (2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年8月20日（月）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease : Driver's License Postscript System Device etc. (for Driver's License Centers) 1set (including related costs concerning installation, maintenance, and removal of the equipment, setup, and adjustment of the software, transition of data to the software, etc.)
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 2:00p.m., 21 August 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 20 August 2018
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(会 計 課)

#### 福島県警察本部公告第74号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける運転免許証作成事務用システム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年7月10日

福島県警察本部長 松 本 裕 之

#### 1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 運転免許証作成事務用システム機器 一式（搬入、据付け、システムインストール・設定・調整・移行、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年8月8日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号  
福島県警察本部警務部会計課  
電話024-522-2151

#### 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成30年7月10日（火）から同年8月8日（水）まで（土曜日、日曜日及び同年7月16日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

## 5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙40枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

## 6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 平成30年8月21日(火)午後2時30分
- (2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年8月20日(月)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

## 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease : Driver's License Issuance System Equipment 1set (including related costs concerning installation, maintenance, and removal of the equipment, setup, and adjustment of the software, transition of data to the software, etc.)
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 2:30p.m., 21 August 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 20 August 2018
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(会 計 課)

### 福島県選挙管理委員会

#### 福島県選挙管理委員会告示第三十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六六条、第六十四号、第六十七号若しくは第六八十四号において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成三十年七月二日次のとおり指定した。

平成三十年七月十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
介護老人保健施設佳勝園	いわき市金山町月見台一三四番地の一

#### 福島県選挙管理委員会告示第四十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による次の施設の指定を取り消した旨、会津坂下町選挙管理委員会から報告があった。

平成三十年七月十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

取消年月日	施設 の 所 在 地	施設 の 名 称	施設 の 管 理 者
平成三〇年六月一日	会津坂下町字石田甲六五〇	会津坂下町民体育館会議室	会津坂下町民体育館長
平成三〇年六月一日	会津坂下町字石田甲六五〇	会津坂下町民体育館体育場	会津坂下町民体育館長
平成三〇年六月一日	会津坂下町字石田甲六五〇	会津坂下町民体育館体育教室	会津坂下町民体育館長

### 福島県労働委員会

#### 公告第二号

労働関係調整法（昭和二十二年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱したあつせん員候補者は、次のとおりである。

平成三十年七月十日

福島県労働委員会

会長 平石 典生

氏 名	現 職	前	歴	委嘱年月日
平石 典生	福島県労働委員会会長 弁護士			平成30年6月26日
古高神 明	福島県労働委員会会長代理 国立大学法人福島大学 経営学類教授	国立大学法人福島大学 経営学類助教授	同	
駒田 晋一	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同	
二瓶 優子	福島県労働委員会公益委員 特定社会保険労務士		同	
横 裕康	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同	
泉野 敦志	福島県労働委員会労働者委員 長 JAセブセン福島県支部次長	JAセブセン新潟県支部次長	同	
遠藤 和也	福島県労働委員会労働者委員 東北電力労働組合福島県本部 委員長	東北電力労働組合福島県本部 副委員長	同	
大越香代子	福島県労働委員会労働者委員 東芝照明プレシジョン労働組合 中央執行委員	東芝照明プレシジョン労働組合 福島支部執行委員	同	

坂路 芳知	福島県労働委員会労働者委員 アネスト岩田労働組合福島支 部長	アネスト岩田労働組合 福島支部執行委員	同
八巻 由美	福島県労働委員会労働者委員 福島市役所職員労働組合副執 行委員長	福島市役所職員労働組 合特別執行委員	同
穴澤 耕二	福島県労働委員会使用者委員 一般社団法人会津地区経営者 協会専務理事	社団法人会津地区経営 者協会事務局長	同
石山 純恵	福島県労働委員会使用者委員 株式会社クリフ代表取締役	株式会社アゴラ専務取 締役	同
千歳 芳雄	福島県労働委員会使用者委員 アールバイオンアークチヤ リソク株式会社顧問	アールバイオンアークチヤ リソク株式会社 取締役	同
永山 忍	福島県労働委員会使用者委員 郡山運送株式会社代表取締役 会長	郡山運送株式会社代表 取締役社長	同
星 逸朗	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会専務 理事兼事務局長	福島県中部経営者協会 専務理事兼事務局長	同
高荒 由幾	福島県労働委員会事務局長	福島県こども未来局次 長	平成30年4 月24日
山田 英一	福島県労働委員会事務局次長 兼審査調整課長	福島県立博物館副館長	同
佐藤 行広	福島県労働委員会事務局審査 調整課主幹兼副課長	福島県立磐城高等学校 事務局長	平成29年4 月25日

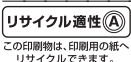
(審査調整課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成三十年六月二十二日付け号外第四十二号中

三	下	二二	全国たばこ販売政治連盟福 島県地区本部	全国たばこ販売政治連盟福 島県地区支部
---	---	----	------------------------	------------------------



再生紙を使用しています。 【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷